

各市町村長からのご意見等とその対応の方向性について

これまでの市町村長会議等でいただいた選定手法等に係る主なご意見について、その対応の方向性は以下のとおりです。

1. 基本的事項について①

【いただいたご意見】

- 福島県内の立ち入り禁止区域内に、国の責任において管理する区域を設定し、他の指定廃棄物関連物質とともに一元的に管理することが、経費面、安全面で最適である。再度、福島県と協議を願いたい。
- 福島県の長期間を要する帰還困難地域については、国が責任を持って補償措置をし、国有地化したところを処分場とすべき。
- 排出地で処理することを考えるべき。(4市町村)
- 指定廃棄物の処理についても、製造物責任法が適用されるべきではないか。

【対応について】

- 県内処理の方針は、基本方針策定当時の福島県との調整状況を踏まえて定められたもので、福島県においても、県内の指定廃棄物の処理施設の確保について、地元市町村との協議を鋭意進めているところです。
- 他県の市町村長会議における一部市町村長の意見を踏まえ、昨年改めて福島県の意向を確認しましたが、福島県は、各県で保管されている指定廃棄物について、「特措法及びその基本方針に基づき、国の責任において確実に処理すべき」との考えです。
- このような状況で、今後、さらに福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障をきたすことに加え、福島県の復興にも大きな悪影響を与えることとなります。
- このため、各県で保管されている指定廃棄物を速やかに処分するためには、特措法に基づく基本方針に基づき、各県毎に処分を進めることが現実的です。
- なお、製造物責任法は、製造物の欠陥によって、人の生命や身体、財産等に被害が生じた場合における、製造業者等の損害賠償の責任について定めている法律です。一方、原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法ではなく、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)が適用され、原子力事業者が賠償責任があるとされており、製造物責任法の規定については、適用除外とされています。したがって、本事業の費用については、放射性物質汚染対処特措法第44条に基づき、原賠法の規定により原子力事業者が賠償する責めに任ずるべき損害に係るものとして、(株)東京電力に求償することとしています。

1. 基本的事項について②

【いただいたご意見】

- 処分場を1か所に集約すると当該自治体にとって風評被害を含め負担があまりに大き過ぎるため、分散して複数か所に設置すべき。(3市町村)
- 処分場を1か所に集約するのではなく、複数か所にすることで、受け入れる市町村のリスク負担を分散できるのではないか。(2市町村)

【対応について】

- 環境省としては、県内で1か所に集約して最終処分場を設置することが、安全な管理の集中的な実施や用地確保の観点から適当であり、県内の1か所に集約して最終処分場を設置することが適当であると考えています。

1. 基本的事項について③

【いただいたご意見】

- 指定廃棄物の処分場は、国民が全く生活していない無人島へ設置すべき。

【対応について】

- 国民が生活していない無人島も基本的には、どこかの自治体に属しており、その自治体に負担をかけることに変わりありません。
- 千葉県の指定廃棄物については、保管がひっ迫しているため、早急に基本方針通り、県内処理することが必要です。早急に処理の見通しを確保するためには、千葉県内において処分場を1カ所に集約して整備することが適当と考えています。

1. 基本的事項について④

【いただいたご意見】

- 大まかな目安で構わないので、今後のスケジュールを示してほしい。
- 国が示したスケジュール(平成27年3月)が遅延しないよう十分に配慮してほしい。

【対応について】

- 候補地の選定手法の確定のためには、地域の実情や意向を踏まえていくことが非常に重要であると認識しています。
- 千葉県では、前回の市町村長会議において有識者会議で了承された各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案について説明させていただきました。
- この案に対して、国有地に限らず選定対象にすること、あるいは千葉県の廃棄物処理施設設置の指導要綱について配慮してほしいなどのご意見をいただき、本日、「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等(案)」をお示しするものです。
- 本日のご議論において、県内の現状や市町村や県のご意向を改めて丁寧に伺い、千葉県の候補地選定手法を確定し、選定作業を急ぎたいと考えています。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について①

【いただいたご意見】

- 千葉県から「候補地を国有地や国有林に限らず、県有地、民有地も対象とした幅広い検討を」と提案されており、国有地を基本とした考えに固守しない選定をするべき。(3市町村)
- 国有地、公有地及び関係原子力事業者の所有地を対象とすべき。

【対応について】

- 処分場の候補地の対象となる土地については、前回の会議において、県から「国有地に限らず、県内の最適地を確保してほしい」とのご提案をいただいたこと、及び会議後に皆様からいただいたご意見を踏まえ、「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手順・提示方法等(案)」において、県内全域(国有地、県有地、民有地等を含む)の利用可能な土地を対象とする案を本日お示しするものです。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について②

【いただいたご意見】

- 廃棄物の最終処分場については、千葉県の指導要綱で住宅や店舗の距離など独自の基準を持っているため、国で選定作業を行う際には、これらの点にも配慮して行うべき。

【対応について】

- 本日お示しする「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等(案)」においては、頂いたご意見を踏まえ、国有地、県有地以外の土地については、千葉県における最終処分場の立地環境等を定める基準※を最大限尊重することとしました。

※「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく「廃棄物処理施設の立地等に関する基準(千葉県)」

- なお、選定にあたっては、原則として、一般的に公開されているデータや入手及び公開が可能なデータを用いることとしております。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について③

【いただいたご意見】

- 自然公園地域を除くべき。
- 市町村が独自に、景観、動植物の生息環境の保全を推進している地区がある場合は、候補地から除外すべき。

【対応について】

- 安全等の確保に関する事項において、自然環境については、施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全に影響を及ぼす可能性がある地域(自然公園特別地域、自然公園普通地域(国立・国定公園)、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区等)を除外することとしています。
- さらに、前回の市町村長会議において、県から「県の指導要綱にも配慮してほしい」とのご提案をいただいたこと等を踏まえ、「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手順・提示方法等について」において地域特性に配慮すべき事項として、国有地・県有地以外の土地については、立地基準の自然環境・風致の保全の観点から
 - ・都市緑地法に基づく緑地保全区域
 - ・首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地保全区域、首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
 - ・都市計画法に基づく風致地区
 - ・海岸法に基づく海岸保全区域
 - ・千葉県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全地域普通地域
 - ・自然公園法及び千葉県立自然公園条例に基づく自然公園普通地域
 - ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区
 - ・特定植物群落を除外する案をお示ししています(資料2 p.8参照)。
- また、安心等の観点から、自然環境についても、植生自然度を用いて候補地の選定に係る評価を行うこととしており、自然環境保全に配慮した選定手法となっていると考えています。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について④

【いただいたご意見】

- 廃棄物処理施設周辺は候補地から除外すべき。
- 「既存最終処分場の立地地域」を評価項目に加えるべき。(2市町村)
- すでに放射性物質を含んだ廃棄物の最終処分が行われている地域については、候補地から除外すべき。(2市町村)

【対応について】

- 前回の市町村長会議において、県から「県の指導要綱にも配慮してほしい」とのご提案をいただいたこと、及び会議後に皆様からいただいたご意見を踏まえ、千葉県のご指導要綱のうち「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」を参考に、本日お示しする「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手順・提示方法等(案)」においては、地域特性に配慮すべき事項として、国有地・県有地以外の土地については、最終処分場(既に設置されたもので埋立終了届が提出されていない、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場)から1km以内の地域を除外する案を示しています。(資料2 p.8参照)

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑤

【いただいたご意見】

- 国指定文化財等データベースに記載されている史跡・名勝・天然記念物のうち、地域を定めず指定(いわゆる種の指定)となっている天然記念物の所在地市町村は、除外地域として捉えてよいか。

【対応について】

- 史跡・名勝・天然記念物については、土地に関わる移設等のできないものについて、所在地を除外することとしており、地域を定めず指定されている天然記念物については除外の対象としていません。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑥

【いただいたご意見】

- 「過去10年以内に液状化が発生した地域」などと限定した上で、“液状化地域”を除外すべき。
- 液状化により搬入路やその周辺の復旧に時間がかかることなどから、評価の対象とするべき。
- 液状化被害想定区域などを除外。

【対応について】

- 液状化現象の発生が予想される地域においては、地盤改良等の対策により、施設の安全性を確保することが可能であると考えています。また、搬入路については、詳細調査で迂回路を含めたアクセス道路の確認も含めて調査を行います。
- なお、液状化の扱いについては、有識者会議において議論いただいた結果を踏まえて、構造物の設計、施工方法等により対策を講じることができることから、除外の対象とはしないこととしています。
- 搬入道路などのアクセスについては、過去の液状化のデータ及び復旧状況を参考として、詳細調査の際に検討を行います。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑦

【いただいたご意見】

- 観光地周辺については、候補地から除外すべき。(2市町村)

【対応について】

- 千葉県においては、これまでの市町村長会議においてあまり意見はなかったことから、本日お示しする「千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手順、提示方法等(案)」において、「地域特性として配慮すべき事項」としては含めておりません。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑧

【いただいたご意見】

- 「指定廃棄物の保管状況」は、評価項目として最も高い重み付けにすべき。(2市町村)
- 指定廃棄物を保管していない市町村に最終処分場を設置することは、地元の理解が到底得られない。
- 指定廃棄物を保管していない地域は、住民の理解を得ることが極めて困難である。まずは、指定廃棄物を多く保管しているそれぞれの地域内での処理を前提に検討すべき。
- 指定廃棄物の保管状況が評価項目として示されているが、評価項目とすべき理由が見当たらないため、削除又は重み付けをゼロにすべき。
- 保管量に応じた重み付けを実施すべき。(2市町村)

【対応について】

- 候補地の選定手法の基本的な案では、安心等の評価の観点から、自然度、水源との近接距離、生活空間との近接距離、指定廃棄物の保管状況の4項目で評価を行い、候補地としてより望ましい土地を選定することとしています。
- 千葉県の市町村長会議においては、「指定廃棄物を保管していない土地に最終処分場を設置することは地元の理解が到底得られない」、「保管量については、最も高い重み付けをすべき」といった意見がある。一方で、保管量の評価については、削除または重み付けをゼロとすべきとの意見もあり、基本の考え方である安心等の評価項目の4項目について、重み付けを均等に評価する案としています。
- また、保管量の評価にあたっては公平性の観点から、上下水道やごみ処理に関係している市町村に割り戻して保管量を算出することとしています。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑨

【いただいたご意見】

- 自然度の指標では、自然度の低い農耕地や市街地は、最終処分場の候補地となることは想定されないため、植生自然度2(農耕地等)と1(市街地等)の区分を除外対象とするか、点数を「0」とすべき。
- 自然度の評価について、市街地が処分場の適地となる点数付けはおかしい。

【対応について】

- 千葉県においては、県内全域の利用可能な土地を対象とすることとしております。また、千葉県の指導要綱を尊重し、利用可能でないと判断される都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域や農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域等をあらかじめ除外することとしています。
- また、安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定については、有識者会議での検討や各県での市町村長会議等でいただいたご意見も踏まえ、共通事項として、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況を評価項目としています。
- このうち、自然環境については、植生自然度を用いて候補地の選定に係る評価を行うこととしています。一方で、水源や生活空間との近接状況等も評価項目として挙げていることから、総合的に評価を行うものであり、必ずしも農耕地や市街地が優先されるものではありません。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について⑩

【いただいたご意見】

- 「水道水源上流地域」を評価項目に加えるべき。
- 取水場だけを水源として捉えるのではなく、付近の流域や地下水脈を考慮し、水源と捉える必要がある。
- 水道水源地域については、指定廃棄物最終処分場の候補地から除外すべき。
- 「水源との近接状況」は、安心等の観点からの評価項目ではなく、除外項目とすべき。また、取水口との距離ではなく、その上流域も含めるべき。(3市町村)
- 水源との近接状況に関する評価方法について「理論上の安全性」という概念を介入させて評価対象を限定するのは、そもそも本評価を行う目的からして不相当であり、評価方法の再考すべき。

【対応について】

- 最終処分場を設置するにあたって、水源に影響を及ぼさないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- そのため、今回計画している埋立地は、埋立地は水を排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとなっています。また、放射性汚染物質汚染対処特措法の処理基準に基づいて処分します。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、水道用水や農業用水の取水口から候補地までの距離で評価を行うこととしています。

3. 提示方法について

【いただいたご意見】

- 市町村長会議においては、候補地選定のプロセスの説明のみとし、その後は、国の責任において、候補地の提示等を実施し、当該市町村と直接協議を進めるべき。
- 複数の候補地を提示し、絞り込みのプロセスを公開しながら決定するべき。

【対応について】

- 千葉県における指定廃棄物処分場候補地の選定手法が確定し次第、選定作業を行い、詳細調査を実施する候補地(1カ所)を選定します。
- 候補地を提示する際には環境省が候補地の所在する市町村に対し、候補地選定の経緯などを含め、丁寧に説明させていただきます。
- 詳細調査を実施する候補地の提示等の方法については、可能であれば、市町村長会議において検討結果を説明させていただくなど、できるだけ多くの方々にも検討結果をお示ししながらご理解を賜りたいと考えていますが、市町村長会議の今後の運営については、県とも相談の上、検討してまいります。
- 詳細調査の候補地となった市町村におかれましては、千葉県全体の指定廃棄物の処理のために、詳細調査の実施に是非ともご理解をお願いいたします。